

## 4 登録票の書換え交付申請

登録票の記載事項(営業者住所、営業者氏名、店舗の名称、店舗所在地の住居表示)に変更があった場合には、次の書類を添えて書換え交付申請を行うことができます。

(1) 必要な書類等《申請手数料：2,400円(現金)》

- ① 登録票書換え交付申請書  
(毒物及び劇物取締法施行規則別記第12号様式)(p15)
- ② 登録票

<注意事項>

- ・変更届(p18～p20)と書換え交付申請を同時に行う場合は、変更届及びその添付書類も併せて提出してください。
- ・更新申請と同時に登録票の記載事項を変更する場合は、変更届を提出すれば登録票書換え交付申請書の提出は不要です。

(2) 記載上の留意点

- ① 登録番号及び登録年月日  
登録年月日は登録票に記載されている有効期間の開始年月日を記載してください。登録票の発行年月日を登録年月日と間違えないよう留意してください。
- ② 店舗の名称及び所在地  
変更後の名称及び所在地の住居表示を記載してください。
- ③ 変更内容の事項  
変更があった「住所(法人にあっては本社所在地)」、「氏名(法人にあってはその名称)」、「店舗の名称」、「店舗所在地の住居表示」の別を記載し、変更前と変更後を具体的に記載してください。
- ④ 変更年月日  
変更が生じた年月日を記載してください。  
**\* 法人にあっては、登記年月日ではないので注意してください。**
- ⑤ 申請者の住所、氏名  
変更後の住所及び氏名を記載してください。
- ⑥ 備考  
申請者の誤記等による訂正のために書換え交付申請を行う場合は、申請に誤りがあった旨の理由を備考欄に記載してください。

### 住居表示変更又はビル等の名称変更により住所等に変更が生じた場合

営業者住所及び店舗所在地の住居表示の変更については、法律に規定する届出事項ではありませんが、営業者住所及び店舗所在地は法第6条の登録事項ですので、変更届の提出をお願いします。

なお、住居表示に関する法律に基づき、地名番地等に表示変更が生じた場合は市町村が発行する住居表示変更証明書の原本の添付又は窓口での提示をお願いします。この場合の書換え交付申請の手数料は不要です。